

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：亶理地区行政事務組合

令和8年7月1日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—%
全職員	86.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	—%
26～30年	—%
21～25年	—%
16～20年	—%
11～15年	—%
6～10年	—%
1～5年	—%

【説明欄】

- 任期の定めのない常勤職員における女性職員の割合は、勤続年数16年以下の職員が10割を占めているため、相対的に女性職員の給与水準が低い状況となっています。
- 女性職員がいない項目については「—」と記載しています。なお、勤続年数別男女の給与差異については、情報公表の対象者が少ないことにより特定の職員の給与が推測し得るため「—」と記載しています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	－ ％

【説明欄】

女性職員の採用開始が平成２１年であり、令和８年４月１日現在、管理的地位にある女性職員がいな
いため「－」と記載しています。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	－ ％
本庁課長相当職	－ ％
本庁課長補佐相当職	－ ％
本庁係長相当職	２．５ ％

【説明欄】

令和８年４月１日現在、係長相当職に女性職員が在職しているため当該職階の割合を記載しています。
なお、その他の役職段階には女性職員が在職していないため「－」としています。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0 %
女性	— %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	— %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	— %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	0 %	— %	— %	— %
1 月超 3 月以下	0 %	— %	— %	— %
3 月超 6 月以下	0 %	— %	— %	— %
6 月超 9 月以下	0 %	— %	— %	— %
9 月超 12 月以下	0 %	— %	— %	— %
12 月超 24 月以下	0 %	— %	— %	— %
24 月超	0 %	— %	— %	— %

【説明欄】

令和7年度において、配偶者が出産した男性職員は13名いましたが、育児休業を取得した職員はいませんでした。また、女性職員については育児休業の取得対象となる職員がいないため、「—」と記載しています。

なお、会計年度任用職員については、男性・女性ともに育児休業の取得対象となる職員がいないため、「—」と記載しています。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	23.5 時間／月
内部部局等以外	2.6 時間／月

【説明欄】

内部部局等における超過勤務時間が相対的に多い要因としては、議会運営に係る議案・資料の作成及び会議録の作成、予算及び決算に関する事務、人事・給与関係事務並びに各種統計報告及び国・県からの照会への対応等、年間を通じて期限が定められた事務が恒常的に発生する業務特性が挙げられます。